

禁書における中国政府の思惑とその効果

陳 波

アジア近代化研究所研究員・中央大学経済学部助教

はじめに

子供の頃、学校の先生や親から中華民国の禁書政策の話聞いたことがある。例えば、先生は私たち生徒に言った。「蒋介石政府は、毛沢東の代表作の1つである『連合政府について』を禁書とただけでなく、ラジオ放送を密かに聞くのも許さなかった」。また、「中国の数千年の歴史上、禁書は屢々行われたので、歴代の統治者は蒋介石と同じような禁書の政策を出した統治者が多い」と。今の新中国こそは、「禁書に当たるような政策をなくした最もいい政府だ」と、先生が誇りを持って話していたことが忘れられない。自分は密かに古代中国人でなくて良かったと思うと同時に、幸いに我々は新中国で生まれたのだという喜びに堪えなかった。

ところが、私たちは徐々に大人になって、禁書の複雑な現実が分かるようになった。歴史上の禁書はなぜ今日も実行する必要があるのか、今日の禁書は歴史上の禁書と本質的な違いがあるのか、歴史上の禁書はいかなる結果をもたらしたのか、今日の禁書は果たして効果が得られるのか、様々な疑問がわいてくる。

そこで、本稿は以下の内容で私見を述べたいと思う。まず、今日における禁書の「ニュースの記事」に臨んで、「中国歴史上の禁書について」概観し、「中国の禁書と世界の潮流」を比較する。そして、「禁書の効果の考察 その一例」を挙げ、統治者が狙った効果が現れるかどうかを検証し、「禁書のもたらした意外な結果」が発見される。歴史上の禁書のやりかたに鑑み、「現在の禁書」における管理とその効果を分析する。最後に、中国政府における禁書の思惑とその効果に関する簡単な結論を下し、筆者の見解を述べるつもりである。

ニュースの記事

下記は、2012年5月3日のニュースで報じられた内容である。

2012年5月2日、『紅太陽』、『看守所雑記』、『文革秘聞』など、中国本土での販売、印刷、発行が禁止されている香港版の書籍を販売した男が逮捕、起訴された。

2009年に南京にやって来た呉平（ウー・ピン）氏は、読書好きが高じて書籍の販売を始めた。徐々に人脈もでき、上海に住む劉（リウ）氏というパートナーもできた。呉氏は、劉氏の頼みで中国本土では販売が禁止されている『紅太陽』、『看守所雑記』、『文革秘聞』などの書籍7~8種類を北京から上海へ持ち込む仕事を請け負い、輸送費などの経費を除いて約1000元（約1万2700円）の利益を得た。

ところが、禁書を入手した劉氏は早々に上海の警察に逮捕され、1万冊近い違法出版物が押収された。捜査は商売上のパートナーである呉氏にも及び、呉氏は「禁書を取り扱って

いたことは知らなかった。利益のためではなく、同業者を手伝っていただけだった」と述べ、書籍の仕入れについても「正規の書籍だと聞いていた」と供述している。

検察側は、社会の秩序を脅かし、市場秩序を乱す違法出版物を取り扱った罪は重く、違法経営罪、著作権侵害など複数に該当するとして、5年5カ月～6年の懲役と罰金刑を求めている。

呉氏は罪状が重過ぎると主張、主な責任は法律を逃れるために自分を利用した劉氏にあると述べている。「妻子を抱え、これといった技能も持たない自分が家族を養うには書籍の販売しかなかった。自分の行為が社会に対してこれほど大きな危害をもたらすものだと知らなかった」として、罪状の軽減を求めている。

写真は焼却処分される違法書籍(Record China)。



出所：<http://topics.jp.msn.com/wadai/recordchina/article.aspx?articleid=1009828>

当然、この報道に関して、ネットの掲示板などでは、「現代の『文字の獄』だ」、「禁書の基準は何?」、「最大の禁書は『憲法』だ」、「同じ中国なのに香港で読める本が中国本土で読めないのはなぜだ?」という声が上がっている、という。

中国歴史上の禁書について

中国の歴史上には、いかなる禁書が存在したのか。

良く知られている「焚書坑儒」は始皇帝が行った禁書政策である。それを発端に、以降2000年、禁書政策は歴代の王朝によって繰り返し施行され続けている。1992年に出版された『中国禁書大観(巻～伍)』(安平秋・章培恒主編、上海文芸出版社)によれば、秦から漢初は190点余り、南北朝から隋・唐までは約1400点、宋・元・明は約1600点、清朝は約4000点の禁書リストが掲載されている。この約7000種の禁書リストは、清王朝の末期までしか記録していない。

より具体的に言うと、戦国初期の秦国で行われた禁書が最古の例である。商鞅の「燔『詩』『書』」から韓非の禁書論まで禁書は施行されて、その理由分析も行われた。韓非の「説疑」

で、奸を禁じる最良の方法は、「心（思想）を禁じること」であり、その次は「言葉を禁じること」、最後には「行為を禁じること」と論じ、「心」が「言葉」になり、「行為」として現れるため、「心」=思想の統制は最重要とされる。ここから「禁書の政治哲学」が生まれた。人々は発言や行動をする前に「思想を正すこと」が必要で、正統でない本を禁書にすべきであるという論理が現れた。

秦ではこのような論理体系の下で、「焚書坑儒」が自然な流れとなった。しかし、（全国統一後）秦の残虐な統治はわずか15年で滅亡した。秦の教訓を睨んで、前漢代は一転して開放的な政策が取られた。だが、後漢代になると、禁書が復活され、予言的な内容で盛行した讖緯の書が禁じられた。続く魏晋南北朝時代では、しばしば讖緯の書を禁じた以外に、（廃仏・道時期）仏書や道教経典の禁止が追加された。しかし、長期間にわたる禁書はあまり見られなかった。後の隋唐代に入り、同様の傾向が続き、一時期の廃仏や「陰陽術数」の禁止を除き、大掛かりな禁書は行わなかった。

宋代に入ると、禁書の範囲は拡大した。いわゆる「烏臺詩案」が発生し、黄庭堅や蘇軾などの文集が、新法党と旧法党の政争により禁書の措置を受けた。政争の誘発した禁書は新しい禁書形態となる。元朝では、モンゴル族が統治者になったが漢民族のそれよりも統制が緩やかであった。今まで正統的儒教である経書に対して、神秘的な予言を説いた讖緯や天文書が先ず禁書とされ、禁書の範囲が緩やかに拡大し、宋代以降も勢いを強めた。なぜ元朝に入ると、禁書の規制緩和という意外なことが発生したか、これは「書物の意義」を全面的に理解しておらず、思想が人間を動かす役割を過小評価していたためであるとされている。

漢民族が再び政権を握った明代では、思想の調節がさらに厳しくなり、詩文別集『貞白遺稿』をはじめ、『剪灯新話』『剪灯余話』などの多くの小説も禁書処分を受けた。李贄のような思想家が危険視され、彼の著作『焚書』『藏書』が人心を煽惑させたとして、二度にわたっての焼却処分を受けた。李氏は逮捕され、遂に獄死した。

清朝の禁書は更に厳しさを増す。前述した同じ北方の民族が興した王朝であるのに、元朝とは対照的に、よく言われている「文字の獄」は清代で発生した。約270年の統治にわたって、歴代の皇帝は絶えず禁書政策を発し続けていた。一大叢書である『四庫全書』の編集は文化政策面の輝かしさを現したが、同時に、文化弾圧政策としての一面も持っている。つまり、『四庫全書』の編纂で、全国のあらゆる種類の書物を集めてきた。それらのすべての本を検閲し、世に流通が許された書物を定めた。統治に資する陽明学の書を重宝し、他の本は統制思想に沿って本文を改編して『四庫全書』に収録したり、価値の低い書物は目録にのみ記載したりした一方で、目録に記載されなかったもののうちからブラックリストを作成して禁圧するという措置を取った。

中華民国以前の統治者による禁書の大筋を整理した。ここからも分かるように、蒋介石の禁書政策は明らかに以前の歴史から学び、思想統制の一環として、禁書を敢行し、「偉大・光荣・正確な」毛沢東の論文まで必死に禁止しようとしたのである。結局、毛沢東の思想が禁じられるどころか、かえって多くの中国人に広まり、共産党は大陸で政権を奪い取り、

蒋介石を台湾島に追いやってしまった。

中国の禁書と世界の潮流

統治者は統治秩序を守るために禁書を通じ人々の心をおさめ、統治に資したと考えるだろう。歴代王朝はその時代における自分の都合のいい発想に基づき、禁書の標準や範囲を設定し、禁書を実行してきた。だが、統治者のその策の背後に民族の文化発展は停滞或いは後退してしまう悲劇をもたらすのではないか。

明代（1368-1644年）が禁書を焼却したり、思想家を獄死させたりしていた厳しい思想禁錮期に、欧州ではイタリアを中心に、ルネサンス運動（14-16世紀）を行い、古典・古代の文化を復興しようとする歴史的文化革命が興った。

清朝（1644-1912年）は惨烈な「文字の獄」を起こした。『四庫全書』の編纂と同時に、禁書の勢いはピークに達した。乾隆37年に全国の書籍を徴収する詔書が出され、乾隆53年に『四庫全書』の再検査完了までの16年間、『四庫全書』の編集の初回完成、検査、再編、再検査、抽出検査、全面再検査と繰り返されてきた。乾隆53年の思想禁錮を目指した編集と禁書を同時に展開して、鎮静化した時点で、世界はどのような変化を起こしてきたのか。

乾隆53年、すなわち西暦紀元の1788年である。この年、アメリカでは憲法が発効され、世界最古の成文憲法が正式に誕生した（元法典は1787年アメリカ合衆国憲法、とも呼ぶ）。国会を上下両院に分け、立法権を司る。総統を最高行政長官にし（1788年12月15日-1789年1月10日大統領選挙が行われた）、任期4年、国民の選挙による大統領が選ばれる（民選総統制の誕生）。翌1789年、フランスで革命が起こり、フランスの社会を根底から変革させ、全ヨーロッパに影響を及ぼした、いわゆる市民革命である。人権宣言（「人と市民の権利の宣言」）を議決した。

このように世界潮流の流れは中国歴史上の統治者たちが推し進めた禁書のような思想禁錮とは、際立って対照的である。この後、アヘン戦争に負け、中国は半植民地化され、帝国主義・封建主義・官僚資本主義という3つの勢力（三座大山）に支配されたのは、偶然なことではないと思わざるを得ない。

禁書の効果の考察 その一例

次に統治者が目指した禁書の効果自体を考察してみたい。

1つの例として、真偽『甘石星経』の禁書になった状況を挙げたい（内容は『中国禁書解題(貳)』pp.94-97に基づく）。

中国古代の天文学史上では、戦国時の甘徳、石申二氏が書いた星回りの本は最も早い天文学専門書であろう。南朝梁代の阮孝緒の『七録』を引用した『史記正義』によれば、甘徳は楚国人（一説、元は魯国人、後に齊国へ）で、『天文星占』8巻を著した。石申は魏国人で、『天文』8巻を著した。『天文星占』と『天文』の2本は今すでに散逸した。しかし1973年末に、出土された長沙馬王堆の3番の漢の墓の中で、帛書「五星占」が見つかった。

関係専門家の考証によると、これは甘氏の著した天文書の一部である可能性が極めて高い。『漢書・天文志』における木星と太歳分論（在某支下）では、多く甘、石二氏の学説を載せている。さらに、唐代の瞿曇、悉達が著した『開元占経』の中でも、甘、石二氏の論述要点を抜粋して、多くの文字を抄録した。これらの書籍から甘、石二氏の著作の断片が見つかる。

前述の1973年末に出土した馬王堆の帛書「五星占」の中には“辰星は四つの時節の正すことを司る。「春分」は「婁」を効く、「夏至」は「鬼」(或は井)を効く、「秋分」は「亢」を効く、「冬至」は「牽牛」を効く”という一段落がある。ここで言っている辰星は、今日私達が言っている水星のことである。婁、鬼(或は井)、亢、牛は28星宿(古人が日月五星の運行座標を定めるために決めた28の恒星)の中の4星座であり、「効く」は「見える」の意味である。婁、井、亢、牛という4星宿がその時の春分、夏至、秋分、冬至の時に太陽のあった方位であり、水星のあった位置でもある。逆に、水星の所在の観察を通じ、同様に二分二至の時節を確定することができる。だから馬王堆の帛書「五星占」の中のこの話、すなわち甘石の話は、やはりとても科学的である。また、『開元占経』が引用し、明確に表示した「石氏曰く」の121個の恒星の座標位置の標識は、今日の関係専門家の計算を通じて、その大部分の座標値と星回りの実際的な誤差がきわめて小さい。このような高い科学的な業績を持つ甘、石二氏の著作は、自然に後代の学者の尊重を獲得して、人々はそれらに古典的著作を表す「経」の冠を付けて、例えば石申の著作は、前漢以後に『石氏星経』と尊称されるようになった。

私達は甘、石二氏の原著はいつ散逸したのかを知らないが、三国時に呉国の太史令陳卓が甘、石、巫咸三氏星官(の学説)を総合して新しい星座の体系を形成した後に、『星経』或は『通占大象歴星経』と称される占星術の著作が社会上で広く伝わったのは確かである。後に、この本は人に「漢の甘公、石申著」と伝えられ、宋代に至って、目録学家晁公武は目録専門書『郡齋読書志』の中できっぱりと『甘石星経』と呼ぶようになった。しかし、この『甘石星経』の中では、前代史・志が引用して述べた甘、石二氏の学説が見つからない。しかも、多くの内容はまた『晋書』『隋書』の『天文志』と同じである。さらに、隋唐の州名である徐、穎、婺、吉などが現れた。だからすべての研究者達は、それが唐人或は宋人が編集し、甘、石二氏の著作として用いられると断じている。

唐人或は宋人が甘、石二氏の著作として編集したこの2巻の本『星経』は、今日まだ見える。巻上が1ページを欠く以外、全書は共に167組の星官の占驗(検査)状況を記録している。文の流れの中で、時々星回りの位置に関する客観的記述もあり、例えば「太一星は軫宿(みつけ星、28宿の1つ、筆者注)の10度に入り、北極星の15度半に離れる」、織女星は「(原文のまま、筆者)の20度に入り、北極星の52度に離れる」等々ある。しかし、より多くの主要な内容は、星回りの変化と人事の禍福との関係を描写するものである。例えば、北斗七星に対して、『星経』はこのように紹介している。第1粒は天枢と呼ぶ。五行の中で土に属して、陽徳を司る。政(治)星とも言う。もしこの星は連続7日も暗ければ、それは大きな災難があることを意味する。第2粒は旋と呼ぶ。金に属して、刑

陰を司る。もしこの星は連続6日も暗ければ、月食が発生する。第3粒は璣と呼ぶ。木に属して、災害を司る。(命)令星とも呼ぶ。もし天子は庶民を愛しなければ、この星は暗くなる。第4粒は権と呼ぶ。火に属して、懲罰を司る。天の懲罰であり、あれらの非道な天子は、四時に従わずに号令を乱発すれば、この星は暗くなる。第5粒は衡と呼ぶ。水に属して、四時及び関連有罪を司る。もし天子は淫乱な事が好きならば、この星は暗くなる。第6粒は開陽と呼ぶ。これも木に属して、天下の倉庫五穀を司る。第7粒は瑤光と呼ぶ。また金に属して、これも徴候を示せる星である(どのような徴候を示せるか、本の中で言及していない)。また、例えば「三公」と呼ばれる3つの星がある。『星経』は「三公」の役割が陰陽の融合・時政の整然・天下の教化にあるという。しかしもし「三公」の1つが見えなかったことがあるならば、天下は危難が生じる。2つも見えないと、天下大乱となる。3つが全部見えなければ、天下がすでに救えない、末日となる。この類の突飛な見解や奇怪な議論は至る所にある。これは科学的な角度から言って、根本的に甘、石二氏の原作と同列に論じることができないのである。

しかし、西晋の泰始年間から始まって、比較的純粋な天文学の著作だけでなく、濃厚な占星術の色彩を持つ星回りの本も、すべて政府の命令によって、私人が収集してはならない禁書となった。私達は今十分な証拠がないため、甘徳、石申二氏の著作が広く伝わって晋代に至ってから、西晋政府の禁令を施したため散逸したと、あわただしく結論を下すことができないが、甘、石二家学派の天文学の著作は今日ほとんど跡を絶って、『隋書・経籍志』、『新唐書・芸文志』、『旧唐書・経籍志』などの中で記載された『甘氏四七法』、『石氏星簿経賛』などの本が既にすべて現存していないのは、明らかに歴代政府が何度も天文書籍の禁止命令を下したからである。

禁書のもたらした意外な結果

長々と話の内容を述べてきたが、ここから意外な結論が見えてくる。

西晋以後の歴代の統治者はなぜ個人による天文書の収集を禁止するのか、恐らく偽りの『甘石星経』のような占星術の本が社会上で広範に広く伝わることにより、王朝顛覆の陰謀をはかる人に利用される可能性があるのを恐れていたためであろう。星回りを記載する比較的純粋な天文書は、その時存在した占星術の本とさまざまな要素が絡み合っているため、共に禁書の災いをまねいてしまった。

そして非常に意味深長であるのは、統治者が少し用心するために禁じた比較的純粋な天文学の著作が、消えてなくなってしまった一方で、皇帝達が必死に禁じたかった占星術の本である『甘石星経』が、ずっと広く伝わってきて、今日までに至っているのである。

真偽『甘石星経』から、1つの結論が導かれる。すなわち、統治者が常に狙っている禁書効果は、必ずしも思うままにいかないし、むしろ、逆効果をもたらす可能性がきわめて大きい。本気で禁じたいものは禁じ得ない。本当に禁じたくないものは禁じられてしまう。そこから、文化の損失をもたらすだけでなく、統治者の思惑と正反対な結果をもたらすことも有り得ることである。

現在の禁書

新中国でも出版物の統制管理をやっている。国務院に直属している新聞出版総署がある。この総署は、各省・自治区・直轄市の新聞出版局に方針を通達し、危険な書籍の発禁リストを作成して公安などの関係機関と連携して取り締まりを執行する体制を整えている。

儒教文化下の中国だけが禁書を行っているのでもなく、例えば、宗教的なタブーとして、カトリック教会も禁書目録を作成しているし、ナチス・ドイツによる政治的禁書及び焚書もある。

ただし、中国の歴史上における禁書は文化の停滞・後退や逆効果をもたらすことに鑑み、私は今日の禁書政策に対する多くの疑問を持っている。冒頭で引用した今回の禁書違反事件では、中国政府の思惑は何であろうか、その狙っている効果は実現できるだろうか。その実態を見てみたい。

まず、禁書の書名を見てみたい。『紅太陽』、『看守所雑記』、『文革秘聞』などの書籍7~8種類である。これらの本は筆者も読んでいないが、文字通りに推測すると、『紅太陽』は毛沢東を中心にし、毛沢東時代の「平等」社会を賞賛や今日の格差を皮肉するものではないか。『看守所雑記』は看守所で起こったこと、例えば犯罪者の基本的人権の侵害などを描写するものであろう。『文革秘聞』は文革中の残虐な政治闘争の裏を暴露する記載があろう。要するに、「文革」や今日の格差・人権問題に対する批判及び、毛沢東に対する称賛或いは批判を通じ現政権に不満を表すことがある書籍であるため、禁書とされたのであろう。

周知の通りに、1981年に中国共産党11期6中全会に、「建国以来の党の若干の歴史問題に関する決議」(以下『決議』)が採択された。毛沢東ら重要な歴史的人物の功罪を公式に評価している。毛沢東に関しては、「その生きた思想は独立自主を目指し、過ちもあつたが功績のほうがはるかに大きい。功績が第一である」と評価した。「文革」に関して、「指導者(毛沢東)が誤って発動し、反動集団(林彪、四人組)によって利用され、党と国家、各民族人民に多大な内乱をもたらし、その主要な責任は毛沢東にある」と認定されている。「長期にわたって中国社会の混乱を招き、国家建設を挫折させ、人民に損害を与えた」と分析し、文革路線を否定した。

このように、毛沢東以降の統治者は、毛沢東個人や「文革」路線に対する批判を本気で許さないわけでもない。許さないのは毛沢東や「文革」の批判を通じ、現政権の問題例えば格差問題・人権問題・民主問題があぶり出され、現政権のイメージダウンになったり、社会の不安定を引き起こし兼ねないと心配したりするところにある。事の本質はここにある。しかし、ここでは前述した真偽『甘石星経』の例と同じく、禁じたいことが禁じ得ない、禁じたくないことが禁じてしまうことが発生する可能性が大きい。すなわち、民衆は過去の人物毛沢東や「文革」に関する議論に口を閉ざす一方、現政権の統治下の雑多な問題を密かに議論し続けるだろう。今回の禁書は現政権の期待する効果が現れるどころか、逆効果を誘発していくだろう。

次に、「検察側は、社会の秩序を脅かし、市場秩序を乱す違法出版物を取り扱った罪は重く、違法経営罪、著作権侵害など複数に該当するとして、5年5カ月~6年の懲役と罰金刑

を求めている」という。まるで古代中国のようである。「以後、禁令に違反すれば、制作・出版者の場合では、係官は免職する、軍民は杖（棒で打つこと）一百（回）、かつ三千里の流刑に処する。販売者の場合では、杖一百、かつ懲役三年に服する。購買者・読者の場合では、杖一百（嗣後如有違禁仍有造作刻印者、係官革職、軍民杖一百流三千里、市賣者杖一百徒三年、買看者杖一百。（康熙五十三年）『例案全集』卷十四「祭祀」）を思い出すほどである。「文字の獄」の清代においても、禁書の販売者は「杖一百、かつ懲役三年に服する」であるが、今日の禁書販売者に対する処罰はさらに重くなり、「五年五カ月～六年の懲役及び罰金刑」が警察側に求められているのである。確かに、禁書の基準も不明で、「文字の獄」のようなことを勝手に起こし、これこそ、憲法に違反しているのではないか、と思わざるを得ない。

中国国内の禁書、香港空港で販売好調



出所：<http://www.epochtimes.jp/jp/2010/12/html/d87562.html>

または、中国人でありながら、香港人が買える・読める本は中国本土で買えない・読めない。毛沢東・「文革」批判の書物は台湾や香港などで多く出版されているが、中国本土では正式の出版物による毛沢東・「文革」批判はいまだにタブー視されている（その本質の狙いは前述した通りである）。その禁書政策自体は『決議』と矛盾したものとなる。2000年に華人としては初のノーベル文学賞を受賞した中国系フランス人高行健の代表作である『靈山』は、この中国語で書かれた原著は台湾・香港で自由に販売されているが、中国大陸では未だに入手できない。いわゆる最高の文学賞を受賞した母国語の名著は、台湾・香港で自由に販売・購読できるが、大陸中国人が味わうことができないのは、いったいどうい

ことになっているのだろうか！実に、中国の過度な閉鎖性で、本土の多くの優秀な作品は世界に認識されておらず、中国の文化の評価に影響を与えているに違いない。例えば、陳忠実の『白鹿原』は『靈山』にちっとも劣らないと思われるが、国内にいる陳忠実の作品は高行健の著作のように早いうちに世界に認めてもらえない。

結論

新中国が建国された後も、本土における人権意識は弱く、自由・民主思想に欠けている。毛沢東時代での映画『武訓伝』批判、胡風批判をはじめ、小説『劉志丹』事件などまで、文化活動への政治干渉の例は、枚挙にいとまがない。小説『劉志丹』が「反党小説」と断罪され、小説の黒幕とされた習仲勳（現皇儲習近平の父）らが「反党集団」と認定されて失脚するという一大政治事件にまで発展した。温相（『高層恩怨與習仲勳 從西北到北京』香港、明鏡出版社、2008年、p.511）によると、小説『劉志丹』事件に連座して迫害を受けた者は1万を越え、「文革」終結までに200人以上が迫害死、100人以上が深刻な精神・身体障害者となったという。これは中国歴史上に発生した「文字の獄」とどれほど異なるのか、読者の判断に任せる。「文革」終結後、1979年に、本小説と著者は名誉が回復されたが、1986年に小説が再び発禁された。政府は恣意のままに小説を発禁したり解禁したりしてきた。

従来、百姓は愚かだと思われがちで、お高くとまっている統治者は百姓の読む本まで指導や規制が必要だと思い込んでいるようである。しかし、実際は「お高くとまっている権力者は目先がきかない（“肉食者鄙、未能遠謀”『左伝・庄公十年』）」のではないかと。百姓は適格な自己判断力を持っているはずである。統治者は政権維持や安定団結を口実に、禁書政策を常によりどころにするのは賢明ではない。禁書における規制を緩和すべきだし、その基準・範囲を透明化しなければならない。特に、多くの必要のないひいては逆効果を引き起こす禁書政策はさっさと解禁・やめるべきではないかと筆者は強く思う。